

S－GAP農場更新評価に関する事務処理要領

令和3年7月1日農林部長決裁

令和3年12月6日一部改正

令和6年10月31日一部改正

令和7年3月24日一部改正

令和8年3月24日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、S－GAP農場評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）及びS－GAP農場評価制度実施要領（以下「基本要領」という。）第9条に規定する実践農場及び実践農場plus（以下「実践農場等」という。）の更新評価の際の事務手続きを定める。

(更新申請の手続き)

第2条 実践農場等の更新を希望する者は、原則として要綱第6条第2項に規定する有効期間が終了する2か月前までに、基本要領第2条に準じて、S－GAP農場評価更新申請書（様式1）（以下「更新申請書」という。）に取組確認シート（要綱別添1）を添付し、事務所所在地の存する市町村を管轄する農林振興センター所長に提出するものとする。

(更新申請書の受理)

第3条 更新申請書が提出された農林振興センター所長は、遅滞なく当該申請書を審査し、その内容が適正と認められる場合は、それを受理する。

更新申請書の記載事項や添付書類の不備など、申請形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて補正を求める。

(評価日の決定)

第4条 更新申請書を受理した農林振興センターは、申請者と速やかに日程調整を行い、評価実施日を決定する。

農林振興センターは、農産物安全課及び申請事案に関連する他の農林振興センターの支援が必要と判断される場合は、評価実施日の決定後速やかに農産物安全課に支援要請等を行う。

(評価)

第5条 農場の評価は、要綱第5条に規定するS－GAP農場評価員が、要綱第6条第1

項に基づき、S-GAP農場評価シート（要綱別添2）及びS-GAP農場評価判断マニュアル（以下「評価シート等」という。）に基づき実施する。

ただし、評価シート等を別添1更新用S-GAP農場評価シート及び更新用S-GAP農場評価判断マニュアル（以下「更新用評価シート等」という。）に替えることができる。

2 更新用評価シート等では、評価シート等で指定する優先項目を必須項目と選択項目に区分し、さらに優先項目以外をplus差分項目とする。また、評価を実施する際は、必須項目及びplus差分項目の評価実施を原則とするが、申請者が実践農場plusの評価を希望しない場合に限り、plus差分項目については項目説明を行った上で非該当項目とすることができる。

3 更新用評価シート等を用いて評価を実施する場合でも、有効期間内に当該農場の経営内容や環境等に変化が認められ、その変化内容に関する評価項目が選択項目に含まれる場合は、該当する評価項目について追加で確認・評価を実施する。

また、経営内容や環境等に変化が認められなかった場合でも、選択項目から数項目を無作為に選択し、評価を実施する。

4 評価シート等を用いて評価を実施する場合、実践農場または実践農場plusの評価の判断は、要綱第6条第2項のとおりとする。

更新用評価シート等を用いて評価を実施する場合は、必須項目及び評価を実施した選択項目が適となった農場を実践農場、plus差分項目を含め、評価を実施したすべての項目が適となった農場を実践農場plusとして評価する。

なお、有効期間が終了する日までに評価（決裁）が終了した場合、有効期間が終了した日の翌日から3年間を新たな有効期間とすることができる。

（評価結果の通知）

第6条 農林振興センター所長は、基本要領第6条に基づき、S-GAP農場評価の結果についてS-GAP農場評価結果書（様式2）を申請者に通知し、併せて実践農場等には、S-GAP実践農場評価書（基本要領様式3）を通知する。

2 S-GAP実践農場評価書に記載するS-GAPナンバーの付与方法は基本要領第6条第2項のとおりとする。

（是正評価）

第7条 評価の結果、実践農場等として評価されなかった場合、当該申請者は、評価結果を受け取った日から1か月以内（是正期間）にS-GAP農場評価是正評価申請書（基本要領様式4）（以下「是正評価申請書」という。）を第2条で申請した農林振興センター所長に提出できる。

2 是正評価申請書が提出された農林振興センターは、是正箇所について評価し、そ

の結果を第6条に基づき通知する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月6日から施行する。

この要領は、令和6年10月31日から施行する。

ただし、様式1については、従前の要領の様式を令和6年12月31日まで使用できるものとする。

この要領は、令和7年3月24日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。